

第 1 部

總論

第1章 計画策定にあたって

1. 計画の趣旨

近年、共働き家庭の増加や核家族の増加、少子化、都市化の進展など子どもとその家庭を取り巻く環境は大きく変化し、家庭や地域の育児力の低下、子育てと仕事の両立の困難、家庭での子育てに不安を抱くなど様々な問題が生じています。また、子どもにとっても、地域の人々とのつながりや、自然とふれあう機会も減少しつつあり、子どもの自主性や社会性が育ちにくくなっていることなど、子どもの成長に様々な影響を与えています。

さらに少子化については、将来における労働力人口の減少による社会の活力の低下、次世代の社会保障への負担増などの社会的影響が出ることも懸念されています。

こうした状況のもとで、わが国では、平成6（1994）年に「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）と、「当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方」が策定されました。

また、同年には「児童の権利に関する条約」が批准され、子どもの基本的人権が尊重される社会の実現に向けて、社会全体で取り組んでいくことが示されています。

さらに平成11（1999）年には、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（新エンゼルプラン）が策定されるなど、さらなる事業展開が求められています。

埼玉県においても平成12（2000）年3月に、「彩の国エンゼルプラン・後期計画」が策定されました。

本町でも、これまで、平成6（1994）年に策定した「三芳町福祉計画」に基づき、子どもの成長と子育て家庭を社会全体で支援していく体制づくりの実現のため、様々な子育て支援事業を展開し、一定の成果をあげてまいりました。

しかしながら、晩婚化や未婚率の上昇に加えて、出生率の低下など新しい要因も加わって、少子化の傾向がさらに進んでいます。また、児童虐待の深刻化、子どもの防犯、食育など、子育てをめぐる新たな問題も浮上してきており、より総合的な子育て支援が求められています。

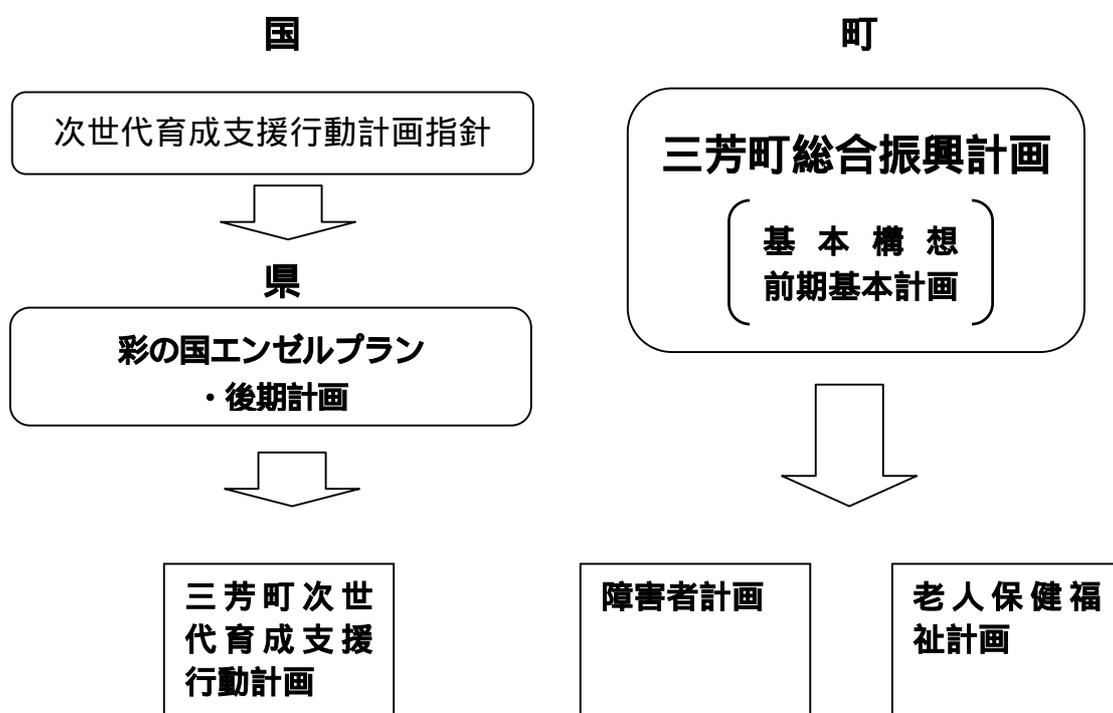
こうした動向を受けて、国では平成15（2003）年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地方自治体と労働者数300人を超える事業主に、次世代育成支援に関する行動計画の策定を義務づけ、少子化対策と子育て支援は新たな段階に入ったところです。

本町におきましても、「三芳町福祉計画」の成果を踏まえ、国の次世代育成支援行動計画策定指針の方向性に基づいて、新たな視点から少子化対策と子育て支援に積極的に取り組んでいくため、新たに「三芳町次世代育成支援行動計画」を策定するものです。

2. 計画の位置付け

- (1) この計画は、本町における子どもと子育て家族を支援するための部門計画として位置付けられるものです。
- (2) 計画内容については、国の「次世代育成支援行動計画指針」、県の「彩の国エンゼルプラン・後期計画」を踏まえるとともに、「三芳町総合振興計画」及び他の関連計画との整合性を図るものとします。

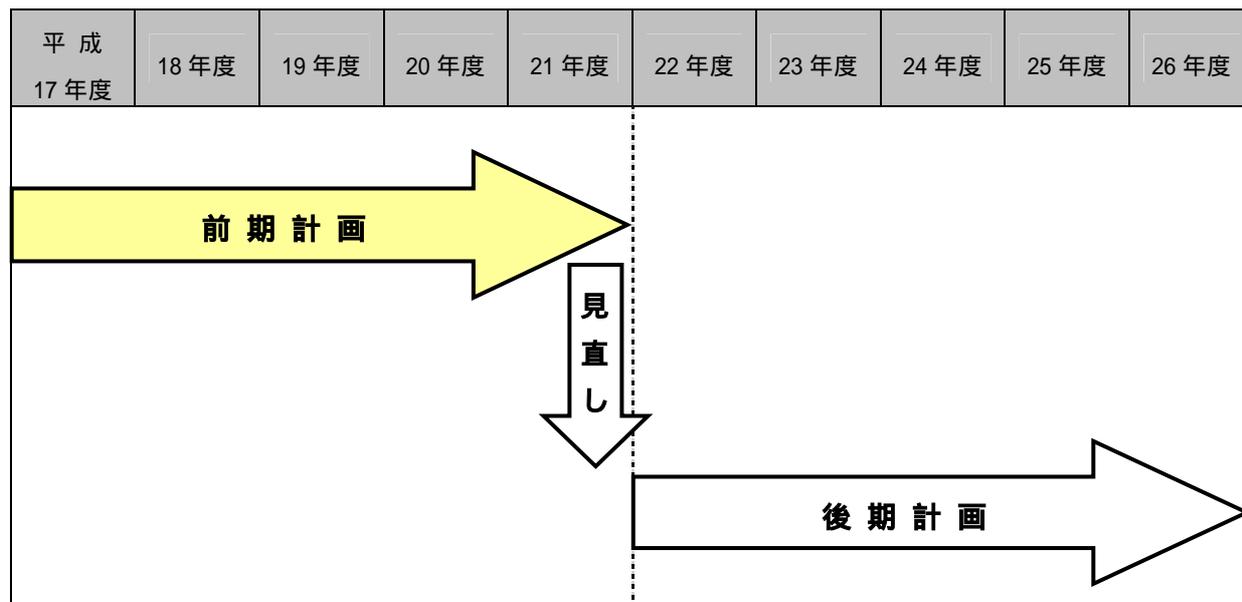
【 計 画 の 位 置 付 け 】



3. 計画の期間

この計画は、次世代育成支援対策推進法により、5年を1期とすることとされているため、平成17（2005）年度から平成21（2009）年度までの5年間で前期計画とします。

なお、後期計画は、平成21（2009）年度までに必要な見直しを行い、平成22（2010）年度から平成26（2014）年度までを計画期間とします。



4. 子どもの区分

本計画における子どもは、0歳から18歳未満とします。

第2章 計画策定の背景

1. エンゼルプランの策定

平成元（1989）年には、合計特殊出生率が統計史上最低の1.57になりました。これが、いわゆる「1.57ショック」であり、国が少子化対策に重点的に取り組むきっかけとなりました。

国は、子育てに対する社会的支援を総合的、計画的に推進するため、平成6（1994）年12月に今後10年間を目途とした「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）を文部・厚生・労働・建設の4大臣合意により策定しました。

また、平成7（1995）年6月には、厚生省から地方版エンゼルプラン策定の方向性を示す「児童育成計画策定指針」が、各自治体に示されました。

さらに、平成11（1999）年には「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（新エンゼルプラン）が策定され、さらなる事業の充実を求めています。

2. 児童の権利に関する条約の批准

国は、児童の人権の尊重をめざす国際連合の合意である「児童の権利に関する条約」を平成6（1994）年4月22日に批准しています。

その後、社会は、子どもの最善の利益を尊重するという観点に立って、子どもに関する制度や施策をつくる方向へと変化してきています。

3. 児童福祉法の改正

昭和22（1947）年の児童福祉法制定後、数十年を経て、子どもと家庭をめぐる状況が大きく変化し、従来の制度では、多様化・複雑化する子どもと家庭にかかわる問題に対応することが困難になってきています。

国では、平成9（1997）年3月、中央児童福祉審議会の検討結果をふまえて、新しい時代に対応した児童福祉法改正案が国会に提出され、同年6月に成立しました。

4．次世代育成支援行動計画の策定

国では、その後も、少子化対策や子育て支援のために、様々な法律や制度の改正を行っています。

平成13（2001）年2月には「改正育児・介護休業法」が成立し、従来の法律に、介護休業制度の導入の努力義務、フレックスタイム制度の対象拡大などが新たに盛り込まれています。

また、平成14（2002）年9月には「少子化対策プラスワン」を発表し、男性と女性の育児休業取得率の具体的数値目標を設定するなど、制度の利用の促進が図られています。

さらに、平成15（2003）年7月には、次世代育成支援対策推進法が制定され、各自治体が「次世代育成支援行動計画」を策定することが、明確に義務づけられています。

そこでは、従来までの子育て家庭への支援を中心として計画づくりから、社会全体で子育てに取り組むとともに、これから親になる若い人々を支援していく体制づくりが強く打ち出されているといえます。

5．子どもの人権の擁護

児童虐待の深刻化とともに、子どもの人権の擁護という観点から、法律や制度の整備が積極的に進められています。

この間、平成12（2000）年11月に「児童虐待の防止に関する法律」が施行されたのをはじめ、平成16（2004）年4月には「改正児童虐待防止法」が成立し、児童虐待を「人権への著しい侵害」と明記し、予防、早期発見、児童の自立支援などに積極的に取り組むことが盛り込まれています。

6．県、町の取り組み

厚生省から示された「児童育成計画策定指針」に基づいて、埼玉県では平成8（1996）年に「埼玉県子育て支援総合計画」を策定し、さらに平成12（2000）年には「彩の国エンゼルプラン・後期計画」が策定されています。

町でも、このような国や県の動向を受けて、平成12（2000）年に「福祉計画」の見直しを行い、子育て支援のための施策を積極的に展開してまいりました。

第3章 計画の考え方

1. 基本理念

『 みんなで育てよう、三芳の子どもたち 』

子ども達が健やかに育ち、また安心して子育てができる社会の実現が求められています。

少子化が進む現在、女性の社会進出や、核家族化の進行など、子どもとその家庭を取り巻く環境も大きく変化しています。

こうした中、子どもの育つ力を伸ばし、子育て家庭が安心して安全に子どもを生み、子育てができるよう、職場や地域の人々の理解と協力のもとに、社会全体で子育て家庭を支援していく必要があります。

そこで、三芳町は「みんなで育てよう、三芳の子どもたち」を基本理念として、町民の皆さんと協力しながら子育て支援を推進いたします。

2 . 基本的視点

前記の基本理念を実現するためには、次の3つを基本的視点とします。

- 基本的視点1 伸ばそう、子どもの育つ力
- 基本的視点2 とともに育つ、子どもと親
- 基本的視点3 みんなで支えよう、子育て家庭

基本的視点1 伸ばそう、子どもの育つ力

いじめや児童虐待などが深刻な社会問題として浮上する中で、「児童の権利に関する条約」の批准を契機として、子どもの人権を尊重することの重要性が社会に認識されつつあります。

しかしながら、子どもを一人の人格として捉え、その個性や自発性を尊重していく、という考え方は、十分に社会に浸透しているとはいえません。

子どもが、その個性と可能性を十分に伸ばし、豊かな人間性を育み、次代の親へと成長できるよう、子どもの成長を支援していく環境づくりをしていかねばなりません。

基本的視点2 ともに育つ、子どもと親

親は、子どもを育てることを通じて、自らも様々なことを学習し、成長していくことができます。子育ては、子どもと親とが、ともに育つ機会でもあるのです。

子どもを生み、育てて行きたいと考えている人が、子どもとともに成長していきけるような環境づくりをめざします。

基本的視点3 みんなで支えよう、子育て家庭

子どもとその家庭を支えていくためには、地域で子育てを支援していく体制づくりが求められています。

子育ての基本は家庭であり、家族がお互いに協力し合いながら、深い愛情と理解をもって子どもを育み、子どもを健やかに育てることのできる家庭を築いていくことは重要です。

しかし、核家族化の進展や地域との人間関係の希薄化などによって、家庭の子育て機能は低下してきています。

こうした状況の中にあって、地域に、子育ての支えあいの輪を広げていくことが重要です。

子どもは地域のみんなで育てる、という視点から、地域の人々が、子どもたちを温かく見守り、その親たちを優しく支えていくような地域づくりをめざします。

3 . 基本目標

前述の基本理念に立って、次の6つの基本目標を設定し、施策を展開していきます。

- 基本目標 1 地域で子育てを支援するために
- 基本目標 2 子どもと親の健康づくりのために
- 基本目標 3 子どもの心身の健やかな成長のために
- 基本目標 4 仕事と子育ての両立のために
- 基本目標 5 安心して子育てのできる環境づくりのために
- 基本目標 6 子どもが安全に生活できるように

基本目標 1 地域で子育てを支援するために

核家族化や都市化の進展により、世代間で、自然に子育てに関する知識を伝えていくことが困難になっているとともに、地域の間関係が希薄化し、子育て家庭が孤立化する傾向があります。

こうした状況の中で、子育て中の親は、相談相手や手助けもなく、不安や悩みを抱えることとなります。

子育ての基本は家庭にあります。もはや、子育てを家庭だけが担うことは困難な状況にあります。

子どもが健やかに育ち、親が安心して子育てをできるよう、子育て中の親たちが、様々な年代の子育て経験のある人々と自由に交流し、助け合えるような場所や機会を提供するなど、地域の人々も参加した子育て支援体制を構築していかなばなりません。

また、ひとり親家庭や、障害のある子どもがいる家庭など、子育て家庭それぞれの実情に合わせて、最も適切な子育て支援をしていくことも重要です。

三芳町は、「地域で子育てを支援するために」を基本目標として、町民の皆様とともに、子育て施策を推進していきます。

基本目標2 子どもと親の健康づくりのために

妊娠・出産から、子どもの思春期まで、子どもとその家族の心身の健康を維持・増進していくための支援を充実させることが求められています。

妊娠・出産・産後は心身の変化が激しく、母親は様々な不安や悩みを抱えることとなります。そこで、この時期に母親の心身の健康づくりを支えていくことが重要です。

また、乳幼児期は、生涯を通じた健康づくりの出発点であり、子どもの頃から適切な生活習慣を身に付けられるよう、親子の健康づくりを支援していくことが必要です。

さらに、学童期から思春期は子どもが心身ともに著しく成長する時期であります。この時期を通じて、子どもは、友達や親、周囲の人々との関係の中で、悩み成長していきますが、そうした心の成長を支えていく仕組みをつくることも大切です。

このように、妊娠・出産から、乳幼児、学童、思春期まで、子どもとその親の心身の健やかな成長を支援していくためには、ライフステージの変化に対応して、保健、医療、福祉、教育などの各分野が連携し、総合的な取り組みを必要としています。

三芳町は、「子どもと親の健康づくりのために」を基本目標として、町民の皆様とともに、子育て施策を推進していきます。

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長のために

子どもが、社会や生活環境の変化に柔軟に対応できるよう、自主的な学習意欲と的確な判断力を身につけるとともに、他人への思いやりや自然への愛情を育み、心身ともに健やかに成長できる環境づくりが求められています。

そのためには、家庭、学校、地域など様々な学習の機会や人々との交流を通して、子ども一人ひとりが個性を伸ばし、豊かな人間性を育ていけるよう教育環境を充実させていくことが必要です。

また、子どもは、次代の社会を担う存在であり、その多くは将来、親として子どもを育てていくこととなります。そこで、子どもの頃から、乳児や幼児に接する機会を提供することによって、子どもとのふれあいを通じて、生命の尊さや子育ての意義や楽しさを自然に学び、実感できるようにしていくことが必要です。

さらに、子どもの人権の擁護という観点に立って、地域の人々との協力を得ながら、児童相談所など関係機関が連携し、児童虐待の予防、発見、虐待を受けた子どもや、その親への支援を図ることが必要です。

三芳町は、「子どもの心身の健やかな成長のために」を基本目標として、町民の皆様とともに、施策を推進していきます。

基本目標4 仕事と子育ての両立のために

女性も男性も、ともに仕事と子育てに参画できるような社会が求められています。

女性の社会進出が進み、改正雇用機会均等法や育児・介護休業法が施行されるなど、女性が職場で働きやすくなるための法律や制度の整備・充実が急速に進んできています。また、男性が子育てに参加することの必要性についての認識も、若い世代を中心として、社会に浸透しつつあります。

しかしながら、依然として育児休業を取得しづらい職場環境が残っているほか、男性の育児休業の取得は進まず、男性の子育てへの参加も十分とはいえません。

今後は、女性も男性も、ともに子育ての責任を担い、仕事と子育てを両立させながら、働くことができるよう職場環境を改善するとともに、女性も、男性も意識を変革し、従来までの働き方を見直していくことが必要です。

また、通勤時間や就労形態が家族により異なる等、子育て家庭の状況も多様化・複雑化しています。

このような子育て家庭の保育ニーズに対応できるよう、各種サービスの多様化と充実を図ることも重要です。

三芳町は「仕事と子育ての両立のために」を基本目標として、町民の皆様とともに、施策を推進していきます。

基本目標5 安心して子育てのできる環境づくりのために

子どもとその家族をはじめ、高齢者も障害のある人も、すべての町民が安心して利用できるよう、道路や施設のバリアフリー化が進んできています。

しかしながら、依然として、道路や施設の中には、子どもとその家族にとって、利用しづらかったり、安全や防犯の面で問題があるものも見受けられます。

そこで、ユニバーサル・デザインの観点も取り入れて、道路や施設の整備・充実をさらに推進することが必要です。

また、子どもが安心して伸び伸びと成長していくためには、子育て家庭がゆったりとして住まいに住めるよう支援していくことも重要です。

三芳町は、「安心して子育てのできる環境づくりのために」を基本目標として、町民の皆様とともに、施策を推進していきます。

基本目標6 子どもが安全に生活できるために

子どもが、社会の中で、交通事故や犯罪などの被害にあうことなく、安心して生活できる社会が求められています。

しかしながら、近年、子どもが犯罪に巻き込まれるケースが増え、深刻な社会問題となっているほか、依然として、子どもの交通事故は数多く見受けられます。

次代を担う子どもたちの生命を守るために、交通安全や防犯という視点に立って、まちづくりを見直すとともに、地域の人々と行政、関係機関が一体となって、防犯や交通事故の防止に取り組んでいかねばなりません。

三芳町は「子どもが安全に生活できるために」を基本目標として、町民の皆様とともに、施策を推進していきます。

第4章 施策の体系

基本理念

みんな
なで
育て
よう、
三
芳
の
子
ど
も
た
ち

基本的視点

基本的視点3 みんなで支えよう、子育て家庭
 基本的視点2 ともに育つ、子どもと親
 基本的視点1 伸ばそう、子どもの育つ力

基本目標

1. 地域で子育てを
支援するために

- (1) 情報提供・相談体制の充実
- (2) 地域における子育て支援サービスの充実
- (3) 子育て支援のネットワークづくり
- (4) 経済的支援の充実
- (5) ひとり親家庭への支援の充実
- (6) 障害児のいる家庭への支援の充実

2. 子どもと親の健康づくりのために

- (1) 子どもや母親の健康の確保
- (2) 食育の推進
- (3) 思春期保健対策の充実
- (4) 小児医療の充実

3. 子どもの心身の健やかな成長のために

- (1) 子どもの人権の擁護
- (2) 次代の親の育成
- (3) 教育環境の充実
- (4) 家庭の教育力の向上
- (5) 地域活動の充実
- (6) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
- (7) 児童虐待防止対策の充実

基本理念

みんなが育てよう、三芳の子どもたち

基本的視点

基本的視点 3 みんなで支えよう、子育て家庭
基本的視点 2 ともに育つ、子どもと親
基本的視点 1 伸ばそう、子どもの育つ力

基本目標

